

周南市監査委員 山下 敏彦

周南市監査委員 田村 勇一

### 定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

#### 1 監査の対象

都市整備部

都市計画課、建築指導課、公園花とみどり課、区画整理課

#### 2 監査の範囲

平成26年4月から平成27年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

#### 3 監査に当たった監査委員

山下 敏彦

中津井 求

#### 4 監査の実施期間

平成27年4月15日から平成27年6月19日まで

#### 5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

##### 建築指導課

##### (1) 共通的事項

ア 算定に誤りのあった旅費について、返還を受け戻入しました。

##### (2) 支出事務

ア 地方自治法に定められた手続きをしていなかった委託料及び会議出席者負担金について、今後は同法に基づき適正に処理します。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。

公園花とみどり課

(1) 収入事務

ア 算定に誤りのあった都市公園施設使用料について、使用料を更正し還付処理をしました。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。

区画整理課

(1) 共通的事項

ア 算定に誤りのあった旅費について、返還を受け戻入しました。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。